

「風水害」の警報発令時対応の改訂について

2019年6月より以下のように対応をかえることといたしました。
ご家庭でぜひともご確認いただけますようお願い申し上げます。

*午前6時30分の時点で、藤沢市に特別警報・大雨・洪水・暴風・暴風雪のいずれかの警報が発令されている場合は、自宅待機とする。（本校の原則ルール）

【学校からの連絡】

【1回目のメール配信：午前6時30分～7時】次の①または②のいずれかを必ず配信します。

① 「ルールに則り、自宅待機および次の連絡を待ってください。」

または

② （状況によって）「授業開始変更または休校します。等」

（※登録をされていないご家庭には電話連絡を入れます。）



【2回目のメール配信および電話連絡：1回目のメール配信がルール通り①の場合】
警報解除の有無にかかわらず、天候判断の結果、授業開始または休校等の対応について、
メールを配信する。（午前10時～午前10時30分）

※ なお、警報等が出ていなくても、風雨等の激しい時や自宅付近に危険な箇所等がある場合には、ご家庭の判断で登校を見合わせようとしてください。その際には、必ず学校に連絡をしてください。